

# 貸借対照表

(平成26年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>62,611</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>51,059</b>
<b>流動資産</b>	<b>11,024</b>	<b>流動負債</b>	<b>28,115</b>
現金及び預金	6,216	支払手形	95
受取手形	11	短期借入金	5,214
売掛金	1,428	1年内返済長期借入金	14,500
商貯蔵品	2,763	リース債	1,393
前払費用	12	未払金	157
前払費用	3	未払法人税等	558
未収収益	169	未払消費税	10
未収入金	0	前払消費税	41
その他の金	383	前払費用	56
貸倒引当金	36	前払費用	169
		前払費用	2,404
		前払費用	3,024
		前払費用	9
		前払費用	95
		前払費用	207
		前払費用	55
<b>固定資産</b>	<b>51,587</b>	<b>固定負債</b>	<b>22,943</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>35,614</b>	長期借入金	16,021
建築物	11,587	繰上金	202
什器備品	67	繰上金	1
土地	162	繰上金	3,737
リース資産	23,639	繰上金	1,036
建設仮勘定	150	繰上金	944
	7	繰上金	705
<b>無形固定資産</b>	<b>292</b>	繰上金	31
ソフトウェア	48	繰上金	117
リース資産	209	繰上金	142
電話加入権	34	繰上金	1
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,680</b>	<b>(純資産の部)</b>	<b>11,552</b>
投資有価証券	295	株主資本	5,835
関係会社株式	79	資本剰余金	10,532
長期貸付金	22,315	資本剰余金	11,904
破産・更生債権等	115	資本準備金	11,904
差入保証金	2,132	利益剰余金	△ 16,574
長期前払費用	33	利益準備金	△ 1,127
その他の金	333	その他利益剰余金	△ 17,701
貸倒引当金	△ 9,623	繰越利益剰余金	△ 17,701
		自己株式	△ 26
		評価・換算差額等	5,717
		その他有価証券評価差額金	5
		土地再評価差額金	5,711
<b>資産合計</b>	<b>62,611</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>62,611</b>

# 損益計算書

(平成25年3月1日から  
平成26年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		63,820
売 上 原 価		48,082
売 上 総 利 益		15,738
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,756
営 業 利 益		1,982
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	288	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	121	
そ の 他 の 収 益	860	1,270
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	845	
そ の 他 の 費 用	848	1,693
経 常 利 益		1,558
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6	6
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	19
税 引 前 当 期 純 利 益		1,546
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	14	
法 人 税 等 調 整 額	1	15
当 期 純 利 益		1,530

## 株主資本等変動計算書

(平成25年3月1日から  
平成26年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金			自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
		資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金				
当期首残高	10,532	11,904	11,904	1,127	△19,232	△18,105	△	24	4,306	
当期変動額										
当期純利益					1,530	1,530			1,530	
自己株式の取得							△	1	△ 1	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	1,530	1,530	△	1	1,528	
当期末残高	10,532	11,904	11,904	1,127	△17,701	△16,574	△	26	5,835	

	評価・換算差額等			純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	7	5,711	5,719	10,025
当期変動額				
当期純利益				1,530
自己株式の取得				△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 2	—	△ 2	△ 2
当期変動額合計	△ 2	—	△ 2	1,526
当期末残高	5	5,711	5,717	11,552

# 個 別 注 記 表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

#### そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産

商 品

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

貯 蔵 品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～34年

什器備品 5年～8年

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (4) 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一基準によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸 倒 引 当 金

当事業年度末に有する売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞 与 引 当 金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (3) ポイント金券引当金

ポイント金券の発行に備えるため、当事業年度末におけるポイント残高に対する将来の金券発行見積額のうち、費用負担となる原価相当額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

(5) 債務保証引当金

子会社等の財政状況を勘案し、債務超過解消不能見込額を計上しております。

(6) 商品券回収損失引当金

負債計上を中止した商品券の将来回収時に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく回収見込額を計上しております。

(7) PCB廃棄物処理費用引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の適正処理に要する支出に備えるため、将来の廃棄物処理に係る負担見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年3月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この変更による、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## (貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保資産及び担保付債務

#### (1) 担保に供している資産

そ の 他 ( 流 動 資 産 )	10百万円
建 物	10,669百万円
土 地	23,638百万円
投 資 有 価 証 券	20百万円
計	34,338百万円

#### (2) 担保付債務

短 期 借 入 金	9,500百万円
1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	1,393百万円
商 品 券	10百万円
長 期 借 入 金	16,021百万円
計	26,924百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

34,684百万円

### 3. 保証債務

関係会社の銀行借入金等に対する債務保証（連帯保証）

株 式 会 社 山 口 井 筒 屋	1,425百万円
株 式 会 社 コ レ ッ ト 井 筒 屋	1,450百万円

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短 期 金 銭 債 権	106百万円
長 期 金 銭 債 権	22,335百万円
短 期 金 銭 債 務	7,798百万円

### 5. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算出

再評価を行った年月日 平成13年2月28日

再評価を行った土地の当事業  
年度末における時価と再評価  
後の帳簿価額との差額  $\triangle 8,023$ 百万円

## (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

#### (1) 営業取引高

売 上 高	6百万円
関係会社に対する商品供給高	299百万円
仕 入 高	1,123百万円
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,242百万円

(2) 営業取引以外の取引高 893百万円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 213,179株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	33百万円
貸倒引当金	3,352百万円
ポイント金券引当金	72百万円
退職給付引当金	362百万円
債務保証引当金	330百万円
商品券回収損失引当金	246百万円
土地・建物等減損損失	213百万円
関係会社株式評価損	988百万円
P C B廃棄物処理費用引当金	10百万円
税務上の繰越欠損金	1,828百万円
資産除去債務	52百万円
その他	61百万円
繰延税金資産小計	7,554百万円
評価性引当額	△7,551百万円
繰延税金資産合計	2百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	0百万円
資産除去債務に対応する除去費用	4百万円
繰延税金負債合計	4百万円
繰延税金負債の純額	1百万円

## (リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、貨物自動車、コンピューター端末等事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)コレット井筒屋	100.0	役員4名	・資金援助	・受取利息 ・債務保証	1 1,450	— — 未収入金	— — 106
子会社	(株)久留米井筒屋	100.0	—	・資金援助	・資金の返済	14	長期貸付金	8,446
子会社	(株)山口井筒屋	100.0	役員4名	・資金援助	・資金の返済 ・受取利息 ・債務保証	283 36 1,425	長期貸付金 — —	2,093 — —
子会社	(株)レストラン井筒屋	100.0	役員2名	・資金援助	・資金の貸付 ・受取利息	39 14	長期貸付金 —	964 —
子会社	(株)井筒屋友の会	100.0 (8.0)	役員1名	・友の会費 積立借入	・資金の借入 — ・支払利息	165 — 256	短期借入金 預り金 —	5,000 1,612 —
関連会社	(株)エビス	29.0	役員1名	・資金援助 ・事務所の賃借	・資金の返済 ・受取利息 ・敷金差入	230 229 —	長期貸付金 — 差入保証金	10,422 — 1,145

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. (株)久留米井筒屋に対し、当社は利息の減免等による収益改善に係る諸施策を講じております。

3. 議決権等の所有割合の( )は、間接所有の内数であります。

4. 取引金額のうち、「資金の貸付」「資金の返済」「資金の借入」については、貸付額(借入額)と返済額とを相殺し、純額を記載しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 100円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 13円36銭  |

## (重要な後発事象に関する注記)

持分法適用関連会社の完全子会社化および吸収合併

当社は、平成26年4月14日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である株式会社エビスの株式を追加取得し、完全子会社化することを決議いたしました。また、同じく平成26年4月14日開催の取締役会において、平成26年5月29日（予定日）を効力発生日として株式会社エビスを吸収合併することを決議いたしました。

### 1. 持分法適用関連会社の完全子会社化

#### (1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業 株式会社エビス

事業の内容 駐車場の管理、不動産の賃貸

② 企業結合を行った目的

当社の持分法適用関連会社である株式会社エビス（以下エビス）は、当社に対し駐車場の管理及び店舗・事務所の賃貸を行っております。

当社グループは、平成25年2月28日までの中期3ヵ年経営計画におきましては、計画を大幅に上回って達成することができました。当社といたしましてはこれを踏まえまして、この機会に地方百貨店として当社の運営上必要不可欠な駐車場設備を自社設備とすることでサービスレベルの均質化を図り、当社本店およびコレットの顧客に対して利便性と快適性を提供することで当社グループの収益向上、キャッシュ・フローの増大につながることを肝要であると判断いたしました。

今回の企業結合に伴い一旦、多額の損失が計上されますが、将来的な企業価値の向上を目的としてエビスを完全子会社化した上で、当社を存続会社として吸収合併することといたしました。

③ 企業結合日

平成26年4月15日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後の企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

直前に取得していた議決権比率 29.0%

企業結合日に追加取得する議決権比率 71.0%

取得する議決権比率 100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金による株式取得であるため、当社を取得企業としています。

#### (2) 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づいた処理を行う予定です。

#### (3) 被取得企業の取得原価及びその内容

取得の対価

現金及び預金 3百万円

## 2. 連結子会社との合併

### (1) 被合併会社の名称及び事業の内容

被合併企業 株式会社エビス

事業の内容 駐車場の管理、不動産の賃貸

### (2) 合併の目的

前述「1. (1)②企業結合を行った目的」に記載したとおりであります。

### (3) 合併の日程

取締役会決議日 平成26年4月14日

合併契約書締結日 平成26年4月15日

合併効力発生日 平成26年5月29日（予定日）

※1 本合併は、本件株式譲渡契約に基づく株式譲渡の実行が完了したことを条件として、効力が発生するものとされています。

※2 本合併は、存続会社である当社においては会社法第796条第3項に定める簡易合併、消滅会社であるエビスにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併に該当するため、それぞれの株主総会による吸収合併契約の承認を得ずに行います。

### (4) 合併の方式及び合併後の会社の名称

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社エビスは、解散し、合併後の会社の名称は変更ありません。

### (5) 合併比率

当社の100%連結子会社との合併であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

### (6) 被合併会社の直前事業年度の財政状態及び経営成績

(平成26年2月期)

資産 12,222百万円

負債 11,706百万円

純資産 515百万円

売上高 974百万円

当期純利益 149百万円

### (7) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。

## 3. 翌事業年度の損益に与える影響

これら一連の企業結合取引の結果、翌事業年度において抱合せ株式消滅差損として約4,100百万円を特別損失に計上する予定であります。

## (連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制適用会社であります。

## (その他の注記)

計算書類の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。